

拜啓 戦局愈々切迫の折益々清昌御健聞の段奉
大賀候

陳者戦時下治安上の根本問題たる警察消防
官吏要員の確保に關しては豫て格段の御配意
相煩居候義中夫に於ても種々研究中にして其の
一途として今般厚生省勤務局長より貴社府
縣長官宛通牒の次第も有之其の旨關係各
省に於ても現地機關に協力方通牒相成候に
就ては左記御食みの上要員充足に資與せら
れ度申進候尚軍需生産急を要する折
柄本件は上奥に已むを得ざる措置なるを以て
其の取扱は極秘とし之が爲微用制度に悪

影響を及ぼし或は生産上支障を生ずるが如きことあるに於ては最も好ましかる所に有之此の點に十分の御留意相成度候一現在工場事業場等に従事する者にして警察消防官吏として適格あり且就職の意思あるものに付き採用すること但し左の諸點に留意すること

イ、適格者の選擇は原則として工場、事業場側に於て為さず本人自宅所轄警察署側に於て行ふこと

ロ、監理監督官、工場事業場^場の首脳部等に對し治安の重要性を説き、割愛方を内密に懇談

し、所要の手續を執らしむること右協議に紛議を生じ或は全面的に進捗せざる等の如き場合は事情を具し當方に連絡せられ度きこと

ハ、一時に一工場、一事業場^場の採用数は或るべく少数に止むること

ニ、漫然工場事業場等に對し一定数を割當つるが如きことは之を避くること

ニ、國民登録名簿等を活用し警察官吏適格者と認むる者を動員署に出頭せしめ警察消防官吏就職を勧奨し其の意思あり

る者を採用すること

先は右要用御連絡のみ如斯に御座候

昭和十九年十二月一日

敬具

内務省警保局

大森警務課長

麻生縣警憲部長 役

勸發第二四七六號

昭和十九年十一月二十八日

厚生省勤勞局長

廳府縣長官殿

會社工場事業場等ノ從事者ニシテ警察消防
官吏ヲ志願スルモノノ取扱ニ関スル件

時局下警察、消防官吏ノ確保ノ緊要性ニ鑑ミ會社、工場
事業場等ノ從事者ハ重要ナル航空機関係生産工場ニ從事シ
アル者並ニ重要會社工場事業場ニ於ケル餘人ヲ以テ代ヘ
難キ者ヲ除クニシテ警察、消防官吏ヲ志願スルモノニ對シテハ
左記ニ依リ御措置相成度

追而本件ニ関シテハ生産所管関係各省ト聯絡諒解済ニ

有之爲念申添候

記

一 會社、工場事業場等ニ現ニ從事スル者ニシテ警察、消防官吏ヲ志願スルモノアル場合ニ於テハ事業主ラシテ之ヲ抑制スルガ如キコトハ極力避ケルムルコト

二 會社、工場事業場等ニ現ニ從事スル者ニシテ警察、消防官吏ニ採用決定シタル場合ニ於テハ勞務調整令第二條ノ指定ノ從事者ニ付テハ速ニ解雇又ハ退職ヲ認可スルコトトシ被徵用者ハ軍需被徵用者ヲ含ムニ付テハ関係方面ト聯絡シ徵用解除ノ措置ヲ爲スコト

勅發第二四七六號

昭和十九年十一月二十八日

厚生省勸勞局長

經 秘

廳 村 縣 長 官 殿

會社工場事業場等ノ從事者ニシテ警察、消防官吏ヲ志願スルモノノ取扱ニ関スル件

時局下警察、消防官吏ノ確保ノ緊要性ニ鑑ミ會社工場事業場等ノ從事者ハ重要ナル航空機関係生産工場ニ從事シタル者並ニ重要會社工場事業場ニ於ケル餘人ヲ以テ代ハ難キ者ヲ除クニシテ警察、消防官吏ヲ志願スルモノニ對シテハ左記ニ依リ御措置相成度

一 進而本件ニ関シテハ生産所管関係各省ト聯絡謀解決ニ有

之爲念申添候

記

一 會社工場事業場等ニ現ニ從事スル者ニシテ警察、消防官吏ヲ志願スルモノアル場合ニ於テハ事業主ヲシテ之ヲ抑制スルカ如キコトハ極力避ケシムルコト

二 會社工場事業場等ニ現ニ從事スル者ニシテ警察、消防官吏ニ採用決定シタル場合ニ於テハ勞務調整令第二條ノ指定ノ從事者ニ付テハ速ニ解雇又ハ退職ヲ認可スルコトトシ被徵用者ハ軍需被徵用者ヲ含ムニ付テハ関係方面ト聯絡シ徵用解除ノ措置ヲ爲スコト

朝鮮及臺灣ニ本籍ヲ有スル者ノ内地移籍ニ關スル件

(一九二〇年) 未定稿

- 一 内地ニ一定ノ住居ヲ有スル朝鮮人及臺灣人ニシテ左ノ各號
- ニ該當スルモノ行政官廳(地方長官)ノ許可ヲ得タルトキハ
- 内地ニ移籍スルコトヲ得ルモノトスルコト
- 一 引續キ三年以上内地ニ住所ヲ有スルコト
- 一 滿二十年以上ニシテ能力者ナルコト
- 一 内地ニ永住スル意思ヲ有スルコト
- 前項ノ條件ヲ具備セザル者ト雖モ特別ノ事情アル者ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ移籍シ得ルモノトスルコト
- 二 家族ハ戸主ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ移籍スルコトヲ得ザルモノトシ向其ノ家ヲ去ルコトヲ得ザル者(法定ノ推定戸主相